

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公 告 日：令和 7 年 6 月 12 日

届出年月日：令和 7 年 2 月 4 日

店 舗 名：H I ヒロセ P R O 宮崎江平店（仮称）

縦 覧 場 所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦 覧 期 間：令和 7 年 6 月 12 日から令和 7 年 7 月 14 日まで

意見の概要：別紙のとおり



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備 考	



宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

意 見 書

宮産第85号
令和7年6月3日

宮崎市長 清山 知憲



令和7年2月6日付け250-1071-4で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：H I ヒロセ P R O 宮崎江平店（仮称）

所在地：宮崎市江平東二丁目8-12

2 意見

なし

3 留意事項

【地域安全課】

1 当該計画地の出入口は、市道北権現通線に接している。この市道は、直近で国道10号と交差するとともに、近隣の中学校、高校の通学路となっている道路であることから、朝夕の通勤通学時間帯は交通量が多くなると予想される。

よって、工事関係車両の出入りの際は、歩道手前での確実な一時停止及び歩道上の安全確認を実施した後、通行車両の動静に留意しながら進行する等、交通事故防止に努めること。

2 車両により土砂等を運搬する際は、積載物の転落や飛散防止措置を講じること。

3 工事関係車両を付近に駐車し、工事用の機材を道路に置かないこと。
やむを得ず駐車等を行う必要がある際には警察署長の許可を得ること。

【環境業務課】

1 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」及び「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則」の規定により、事業用大規模建築物に該当するため、次の二つが義務づけられることに留意すること。

①事業系一般廃棄物減量計画書の提出（毎年1回、5月31日まで）

②廃棄物管理責任者の選任届の提出

2 「廃棄物に係る事項等」の「保管場所の位置・構造等」で記載されている保管施設の容量について、1日ごとの排出予測量を超える容量を有しているが、廃棄物収集者や廃棄物処理業者の休業日等により2日以上廃棄物を保管することも考えられるため、保管施設以外の場所に廃棄物を保管することが無いよう留意すること。

なお、廃棄物保管室においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、それぞれが混入しないように適正に保管すること。また、「廃棄物の運搬・処理計画」において生ごみ（厨芥）等の運搬は週7回で計画されているが、これを市の一般廃棄物処理施設で焼却処理する場合、基本的に日曜日、祝休日は受入できないので、その点も留意すること。

【環境指導課】

- 1 既設の空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること。
- 2 事業場が市街化区域内に位置し、さらに特定施設（騒音発生施設）を設置する場合は事業場から発生するすべての音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること。

【道路維持課】

- 1 道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。

【都市計画課】

- 1 渋滞対策に関すること
 - ・届出地に近接する国道10号は、届出地周辺の区間が宮崎県交通渋滞対策協議会で主要渋滞区間に選定されていることから、道路管理者及び交通管理者との事前協議を依頼すること。
- 2 建築物や工作物等に関すること
 - ・「景観法」の規定に基づき、設計・施工を行い、届出が必要な場合は工事着手の30日前までに届け出ること。
※詳細は市のホームページ（景観法・宮崎市景観条例に基づく届出について）を確認すること。

【建築行政課】

- 1 予定建築物の場合、確認申請の他、下記の届出が必要になる可能性がある。
 - ・「宮崎市中高層建築物等に関する指導要綱」に基づく建築計画届出
(建築確認申請の30日前まで)
 - ・「宮崎市福祉のまちづくり条例」に基づく届出
(建築確認申請の14日前まで)
 - ・「建設リサイクル法」に基づく届出
(工事着手7日前まで)

【公園緑地課】

- 1 建築行為や開発行為を行う場合、「宮崎市緑のまちづくり条例」に基づき設計・施工を行うこと。届出が必要な場合は、建築確認の30日前までに届出を行うこと。

[文書取扱 : 観光商工部産業政策課
電話 : 21-1792]